

教体第363号

令和2年（2020年）6月26日

各県立学校長 様

教 育 長

「新型コロナウイルス感染症に関する県立学校の出席停止及び臨時休業等の基準」の改訂について（通知）

このことについて、令和2年（2020年）6月16日付け文部科学省事務連絡『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について』（以下、「衛生管理マニュアル」という。）に基づき、別紙のとおり標記の基準を改訂しました。

つきましては、本基準に基づき、引き続き感染拡大防止に万全を期していただきますようお願いいたします。

なお、衛生管理マニュアル内の「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準に係る感染レベル（文部科学省）について、本県はレベル1に該当（6月26日時点）し、今後変更がある場合には、県教育委員会ホームページにてお知らせすることを申し添えます。

【問合せ先】

体育保健課 濱本、杉原

TEL 096-333-2712

FAX 096-382-5962

新型コロナウイルス感染症に関する県立学校の出席停止及び臨時休業等の基準

令和2年（2020年）6月26日

熊本県教育委員会

1 出席停止の基準・期間

	基 準	期 間
①	幼児児童生徒（以下、「児童生徒等」という。）の感染が判明した場合	治癒するまで
②	児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合	感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間
③	児童生徒等がPCR検査を受けることが決定した場合（上記②の濃厚接触者に特定された者を除く）	陰性と判明するまでの期間
④	児童生徒等に発熱等の風邪症状や息苦しさ、倦怠感、味覚・嗅覚障がい等の症状がみられる場合	症状がみられなくなるまで
⑤	海外から帰国し、政府から自宅待機を要請された場合	政府から要請された期間
⑥	その他、校長が出席停止を必要と認める場合 ※1	校長が必要と認める期間
⑦	「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準に係る感染レベル（文部科学省）※2のレベル2、3に該当する際、同居の家族に発熱等の風邪症状がみられる場合	同居の家族に症状がみられなくなるまで

※1 「その他」とは、次の状況等のことをいう。

- ・児童生徒等や保護者が、登校について不安（感染する不安・同居する家族に感染の疑いがあり、他人に感染させる恐れによる不安等）を持ち、保護者から休ませたいと相談があった場合。
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等に感染の不安があり、主治医の見解を基に、保護者から休ませたいと相談があった場合。

※2 「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準に係る感染レベル（文部科学省）

感染レベル	地 域
レベル3	「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域
レベル2	①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域 ②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域
レベル1	感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらぬもの

（6月26日時点 変更時はホームページに掲載）

2 臨時休業等の基準・措置・期間

県教育委員会は、感染した児童生徒等や教職員の学校における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認し、以下の（１）から（４）までの適用について、健康福祉部局と協議のうえ、総合的に判断し決定する。

（１） 学校内において、感染者が判明した場合

基準	児童生徒等又は教職員の感染が１人以上判明した場合
措置	当該校の全部又は一部の臨時休業を実施する ※3
期間	濃厚接触者が保健所により特定され、感染者の学校内での活動の状況や学校の感染拡大の状況を踏まえ、学校での感染拡大の恐れがなくなるまでの間

※3 感染経路が判明しており、学校外で感染したことが明らかで、学校内で他の児童生徒等に感染が広がっている恐れが低い場合は、学年単位、学級単位等の臨時休業の措置範囲を縮小することがある。

（２） 学校内に感染者はいないが、地域において感染者が発生した場合

基準	熊本県リスクレベルがレベル２警戒に該当し、保健所管内において感染経路が不明な感染者や新規感染者が増加している場合やその保健所管内（隣接する県を含む）から通学・通勤する児童生徒等及び教職員が多い場合
措置	当該保健所管内にある全部又は一部の県立学校の臨時休業若しくは分散登校等 ※4 を検討し、適切な対応を行う
期間	地域の状況に応じた感染拡大防止上必要な期間

※4 分散登校、時差登校、時間短縮等のこと

（３） 学校内に感染者はいないが、地域において感染が拡大している場合

基準	熊本県リスクレベルがレベル３警報、レベル４特別警報に該当する場合又は知事から臨時休業の要請又は事実上の協力要請があった場合
措置	地域の感染状況に応じて、県内の全部又は一部の県立学校の臨時休業若しくは分散登校等を検討し、適切な対応を行う
期間	地域の状況に応じた感染拡大防止上必要な期間

（４） 学校内に感染者はいないが、本県が緊急事態宣言の対象区域に属した場合

基準	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、本県に緊急事態宣言が出された場合
措置	地域の感染状況に応じて、県内の全部又は一部の県立学校について臨時休業若しくは分散登校等を検討し、適切な対応を行う
期間	地域の状況に応じた感染拡大防止上必要な期間

3 その他

- （１） 学校は、児童生徒等が「１ 出席停止の基準・期間」の「基準」に該当した場合は、保護者から学校に報告するよう通知する。
- （２） 出席停止及び臨時休業の基準・期間等については、今後の感染拡大の状況や国や県・市の状況分析・提言等を踏まえ、変更する場合がある。